

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用し、企業間の連携強化に努めます。
- 国土交通省の i-Construction の推進にあたり、最新機器を導入することで ICT 技術を積極的に活用し、データの相互利用を図ります。また、官公庁や建設コンサルタンツ協会などと連携し、生産性向上や経営環境の改善を図るとともに、安全性の確保に努めます。
- 技術指導・出向研修等を通じて、取引先技術者の育成を支援します。
- 健康経営の実践と健康増進施策の共同実施に取り組みます。
- 自然災害や感染症等企業活動のリスクに対して、サプライチェーンとも必要なノウハウ等を共有し、リスク化顕著化した場合でも安定した事業活動ができるよう支援します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請事業者との取引に関する代金は、原則として現金（振り込み）で支払います。また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社の「倫理・コンプライアンス規程」に則りコンプライアンス体制の充実を図るとともに、コンプライアンス運用実施責任者のもと、全社に向けてコンプライアンス研修を行い、問題の早期発見と改善措置の実施を進めています。
- 電子的取引を推進し、ペーパーレス化・郵送手続等の省力化を図ります。
- オンライン会議の実施を推進し、打合せ等での移動時間・コストの軽減を図ります。

2024年10月15日

株式会社土木管理総合試験所

企 業 名

代表取締役 下平 雄二

役職・氏名（代表権を有する者）